

台風や大雨のときに発表する防災気象情報は？

気象庁静岡地方気象台は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」を発表し、注意や警戒を呼びかけます。また、これまでにない危険が迫っているときは「特別警報」が発表されますので、災害からただちに身を守る行動をとりましょう。

警報・注意報の種類や内容、発表の方法は？

気象警報、注意報は原則「藤枝市」として個別の市町を対象に発表されますが、テレビやラジオ放送では広域に警報が発表された場合に、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えるよう、「中部南」、「中部」、「静岡県」として市町をまとめた地域の名称を用いて発表される場合があります。

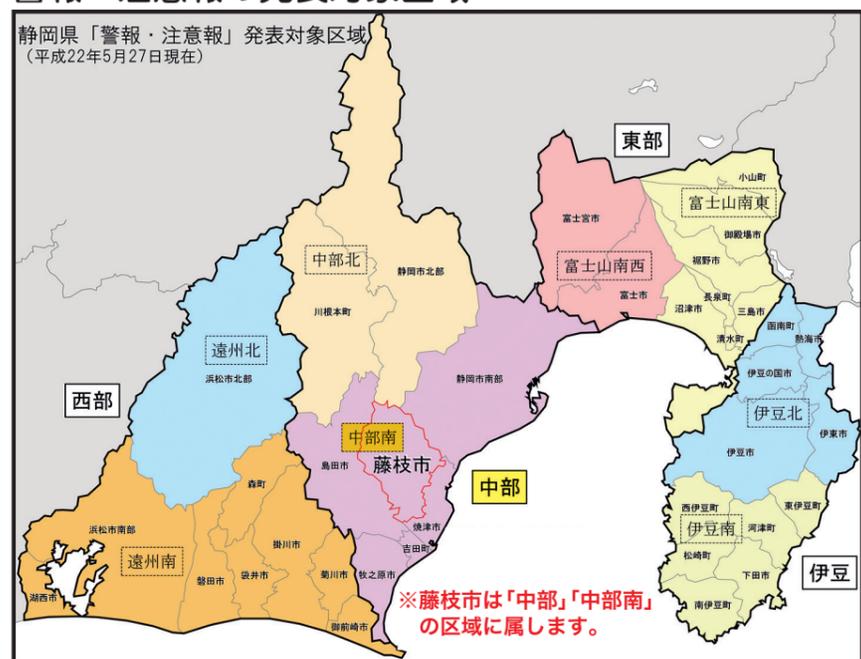
災害のおそれが無くなった時には、注意報や警報を解除します。

藤枝市に大雨や台風時に発表する主な警報・注意報の種類

種類	内容
大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒を要する災害を、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）と明示します。
大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、浸水による災害や土砂災害などがあります。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。
雷注意報	落雷、雷に伴うひょう及び竜巻などの突風により災害が起こるおそれがあると予想したときに発表します。

※上記以外に特別警報(大雨、暴風など)が発表されます。内容は6ページをご覧ください。

警報・注意報の発表対象区域



記録的短時間大雨情報について

この情報は、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながる、稀にしか観測または解析（気象レーダーと地上雨量計を組み合わせた分析）されない雨量であることをお知らせするものです。

お住まいの地域、あるいは隣接地域を名指ししてこの情報が発表されたときは、災害の発生につながる事態が生じていることを意味します。ご自分の身を守ることを第一に行動してください。

藤枝市では1時間雨量110mmが観測または解析されたときに発表されます。

特別警報とは何か？

気象庁は、大規模な災害の発生が切迫していることを伝えるために、平成25年8月30日から「特別警報」の発表を開始しました。

特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合や、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合など、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

特別警報に相当する過去の災害としては、風水害では室戸台風（S9）、伊勢湾台風（S34）、九州北部豪雨（H24）などが該当し、平成25年台風18号で京都嵐山の桂川が氾濫した際に、初の特別警報が発表されました。

特別警報には、大雨、暴風以外にも、大雪、暴風雪などの気象現象ほか、地震（震度6弱以上）、津波（3mを超える津波）、火山噴火の現象を位置付けています。

藤枝市に大雨や台風時に発表する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。 ※参考…50年に1度の値 48時間積算雨量480mm、3時間積算雨量186mm、土壌雨量指数289
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。 ※参考…「伊勢湾台風」規模の台風（中心気圧930hpa以下、風速50m以上）

特別警報が発表されたら、ただちに身を守るために最善を尽くしてください。重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。

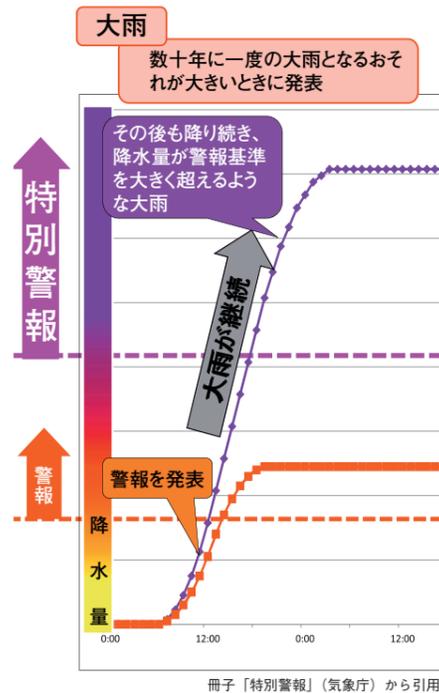


「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。

これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの避難行動をとることが大切です。

さらに詳しく知るために、気象庁ホームページなどを確認しましょう。

<http://www.jma.go.jp/>



5段階の警戒レベルとは？

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	すでに 災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動 をとりましょう。	緊急安全確保 ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず避難される情報ではない（市町村が発令）
<警戒レベル4までに必ず避難！> 【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。		
警戒レベル4 全員避難	すみやかに避難先へ避難 しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難指示 ※2 ※2 これまでの避難行動のタイミングで発令される（市町村が発令）
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難 をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 ※3 ※3 高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難（市町村が発令）
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 （気象庁が発表）
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 （気象庁が発表）

令和元年の出水期より、防災情報の意味や災害時に取るべき行動を直観的に理解できるよう「警戒レベル」が導入されました。「警戒レベル」は5段階に分かれ、レベルごとの防災情報とそれに対応した住民がとるべき行動が明確化されています。



「警戒レベル」の導入は避難判断の基準を変更するものではありません。今までの防災情報に「警戒レベル」を追加して発表することで、情報に対応した行動をわかりやすく整理し、住民の自発的な避難行動を支援するものです。